

大会参加者へのお願い

1. 参加者は大会受付（会場に案内掲示）で、まず受付をお済ませ下さい。
2. 受付で名札を受け取ったあと、大会中は名札をおつけ下さい。
3. 弁当を事前に予約された方は、受付にて弁当引換券を受け取ってください。
4. 演者への質問は、挙手をして座長の指示に従ってください。
なお、座長から指名された折は「ご所属・お名前」を告げた後にご発言下さい。
5. 大会参加費

① 正会員	5,000 円
② 学生会員（学生証提示）	3,000 円
③ 臨時会員（大会のみ参加の非会員）	8,000 円
④ 賛助会員	5,000 円
⑤ 懇親会参加費	3,000 円
⑥ 昼食弁当代（お茶込、一食）	850 円

演者へのお願い

1. 演者は、開始時間 30 分前までに受付を済ませてください。
2. 演者は、前演者の発表が開始した後に必ず次演者席へお座り下さい。
3. 発表時間は、20 分（発表 15 分、質疑応答 5 分）です。
呼び鈴は、10 分で 1 回、13 分で 2 回、鳴ります。
4. 発表形式は、パワーポイントでお願いします。
5. パワーポイントデータは、事前に会場 PC にインストールしてください。
6. 発表中のパワーポイント操作は、発表者各自で行い、発表時間の厳守にご協力下さい。

キネシオテーピング療法学会 役員

(任期：2013年4月1日～2016年3月31日まで)

【理事】20名以内

高野光司 (ゲッティンゲン大学医学部)、加瀬建造 (キネシオテーピング協会)
河野貴美子 (国際総合研究機構)、種村正昭 (東北)、小泉 洋 (東北)、岡根知樹 (関東)
小澤淳一 (関東)、大橋 保 (北信越)、近森 清 (関西)、枝松龍彦 (中四国)
祖父井浩二 (中四国)、真田能彰 (九州)、苅部俊二 (法政大学)、蛭間栄介 (帝京大学)
大藤晃義 (サレジオ高専)、片岡幸雄 (宝塚医療大学)、田村祐司 (東京海洋大学・事務局長)

【監事】2名

小山黎子 (関東)、青木育子 (関東)

キネシオテーピング療法学会 評議員

(任期：2013年4月1日～2016年3月31日まで) 30名以内

北海道・東北 6 菅原照太、阿部優子、佐藤千恵美、寺建文夫、佐藤信幸、牛木 治
関東 14 平床健一、田中直美、本間聖人、林下字子、九原慎介、大竹 基、川本隆義
板倉栄治、片岡伊津美、九嶋信男、広瀬 薫、涌井俊一、小林光雄、杉山栄男
北信越 1 竹花会美子
東海 2 柳原敏之、山口 衛
関西 4 安田真人、増田浩之、麻田雄嗣、前川和範
中四国 2 黒見弘幸、森 敬二
九州 1 水江房子

キネシオテーピング療法学会定款

平成 20 年 2 月 27 日承認

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会はキネシオテーピング療法学会(The Society of Kinesio Taping Therapy : 略称 SKITT) という。
本会は平成 20 年 2 月 27 日に設立。
- 第 2 条 本会は事務局を東京海洋大学 田村祐司研究室 (東京都港区港南 4-5-7、東京海洋大学 5 号館 107) に置く。
- 第 3 条 本会は理事会および総会の議決により支部を置く。

第 2 章 目的および事業

- 第 4 条 本会はキネシオテーピング療法関連諸科学に関する学際的研究とそれらの情報交換を行い、キネシオテーピング療法学の構築ならびにその発展を図ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 学術研究発表会ならびに学術講演会等の開催
 - 2) 機関誌「キネシオテーピング療法研究」ならびに学術図書等の刊行
 - 3) 内外の関連学会との交流
 - 4) その他目的を達成するための必要な事業

第 3 章 会員

- 第 6 条 本会の会員は次のとおりとする。
- 1) 正会員 キネシオテーピング療法に学問的関心を持つ個人
 - 2) 学生会員 キネシオテーピング療法に学問的関心を持つ学生
 - 3) 賛助会員 本会の事業に賛助する法人
 - 4) 講読会員 機関誌「キネシオテーピング療法学研究」の講読のみを希望する個人および法人
- 第 7 条 本会に会員として入会しようとする者は会長宛に入会申込書を提出し理事会の承認を得ることとする。
- 第 8 条 会員は以下に定めた入会金および年会費の支払いを義務とする。
- | | | |
|-----|---------|-------------|
| 入会金 | | 2 0 0 0 円 |
| 年会費 | 1) 正会員 | 8 0 0 0 円 |
| | 2) 学生会員 | 5 0 0 0 円 |
| | 3) 賛助会員 | 3 0 0 0 0 円 |
| | 4) 講読会員 | 8 0 0 0 円 |
- 第 9 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長宛に提出しなければならない。
- 第 10 条 会員が次の各項に該当するときは会長は理事会の議決を経て除名することができる。
- 1) 本会の名誉を著しく傷つけ本会の目的に違反する行為があったとき
 - 2) 本会の会員としての義務を怠ったとき

第 4 章 役員、評議員、顧問および相談役

「役員」

- 第 11 条 本会に次の役員を置く。
- 1) 会長 1 名、副会長 2 名、理事長 1 名および理事を含め 20 名以内
 - 2) 監事 2 名
- 第 12 条 役員を選出および承認は下記のとおりとする。
- 1) 役員は立候補により正会員の中から選出する。
 - 2) 会長、副会長および理事長は理事の中から互選し総会で承認されなければならない。
 - 3) 選出細則は別に定める。
- 第 13 条 役員は業務は下記のとおりとする。
- 1) 会長は本会の業務を総理し本会を代表する。
 - 2) 副会長は会長を補佐し会長が欠けたときその職務を代行する。
 - 3) 理事長は理事会を代表する。
 - 4) 理事は理事会を組織し、本会の定款に定められた事項等を議決し執行する。
 - 5) 監事は本会の業務および財産管理の業務の監査を行う。
- 第 14 条 役員は任期は 3 年とし再選を妨げない。役員は退任に伴う後任役員は現任者の残任期間とする。
- 第 15 条 役員が下記の項目に該当するとき、理事会の 4 分の 3 以上の議決によりこれを解任することができる。
- 1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
 - 2) 役員としてふさわしくないと認められるとき
- 第 16 条 役員は無給とする。但し、事務職員は報酬を受け取ることができる。

「評議員」

第17条 本会に評議員30名以内を置く。

第18条 評議員は北海道・東北地区、関東地区、北信越地区、東海地区、関西地区、中国・四国地区および九州区から比例配分数を投票により選出し総会で承認する。なお選出細則は別に定める。

第19条 評議員は評議員会を組織し、本会の定款に定める事項の他、理事会の諮問に応じ審議し助言する。

第20条 評議員は第14条、第15条および第16条を準用する。

「顧問および相談役」

第21条 本会に顧問および相談役を置くことができる。理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第5章 会議

「理事会」

第22条 理事会は毎年2回会長が召集する。但し理事の3分の1以上から開催を請求されたとき、または理事長が必要と認めるときはこの限りでない。理事会の議長は理事長とする。

2) 理事会は定数の3分の2以上の出席がなければ開催し議決することはできない。ただし委任状をもって出席とみなす。

3) 議決は出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決定する。

第23条 理事会は各種委員会を設置することができる。

「評議員会」

第24条 評議員会は毎年1回会長が召集する。但し会長が必要と認めるときはこの限りでない。評議員会の議長は評議員の互選とする。

2) 評議員会は定数の2分の1以上の出席がなければ開催し議決することはできない。但し委任状をもって出席とみなす。

3) 議決は出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決定する。

「総会」

第25条 総会は正会員で構成し、毎年1回会長が召集する。但し正会員の3分の1以上から開催を請求されたとき、または会長が必要と認めるときはこの限りでない。総会の議長は正会員の互選とする。

2) 総会は定数の10分の1以上の出席がなければ開催し議決することはできない。但し委任状をもって出席とみなす。

3) 議決は出席者の過半数とし、可否同数のときは議長が決定する。

第26条 総会は次の事項を議決する。

1) 事業計画および収支予算

2) 事業報告および収支決算

3) その他必要事項

第6章 資産および会計

第27条 本会の資産は次のとおりとする。

1) 年会費

2) 寄付金

3) その他の収入

第28条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 定款の変更

第29条 本会の定款の変更は評議員会の審議を経て、理事会および総会のそれぞれ4分の3以上の議決を経なければならない。

第8章 補足

第30条 本会の定款の施行細則は評議員会の審議を経て理事会および総会の議決を経なければならない。

付 則

第4章の規定にかかわらず、本会の設立当初の役員および評議員の任期は平成22年3月31日までとする。

本会の定款は平成20年2月27日より施行する。

「キネシオテーピング療法研究」投稿規程

1. キネシオテーピング療法研究は、キネシオテーピング療法学会の機関誌で、「総説」「原著論文」「症例研究」「研究資料」「活動報告」「教育講座」「学会通信」「会員動向」等を掲載する。
2. 本誌への投稿は、原則として共著者を含めてキネシオテーピング療法学会会員に限る。
原稿内容は、キネシオテーピング療法学領域に関するもので、未発表のものに限る。
3. 論文等を投稿する際には、下記「執筆要領」に従って作成する。
4. 「総説」「原著論文」「症例研究」「研究資料」「活動報告」の掲載に際し、その採否・修正の要求・掲載順位の指定および校正（初校は著者）等は編集委員会が行い、編集委員長名で著者に連絡する。
5. 投稿原稿は、オリジナル1部（図表を含む）を書留便にて事務局に郵送する。
その際、封筒の表に「キネシオテーピング療法学研究投稿原稿」と朱書する。
6. 投稿に関し、投稿料として「総説」「原著論文」「症例研究」は1万円、「研究資料」および「活動報告」は5千円を、学会事務局の郵便振込口座に振り込む。振込用紙には、必ず投稿料（原稿種類を記述）と記入する。
7. 別刷は30部までを無料とし、それ以上は著書の負担とする。

○執筆要領

（1）「総説」「原著論文」「症例研究」および「研究資料」

1. 「総説」「原著論文」「症例研究」および「研究資料」は、図表を含めて刷り上がり8ページ以内を原則とする。超過したページについては著者負担とする（料金は別に定める）。
2. 原稿は、マイクロソフト社・オフィスソフト「WORD」を用いて作成し、新かな使い・常用漢字を用いて、A4版用紙に横書き印刷する。
3. 外国語言語は欧文フォントを使用する。ただし、日本語化した語はカタカナ標記（全角）を使用しても良い。数字は算用数字および単位符号は原則としてCGS単位を用い、mm, sec, cm, ml等とする。圧の単位はmmHgを用いてもよい。

4. 図（写真）表は、必要最小限にとどめ、A4版用紙に各1枚に収載し、番号（例：Table.1, Fig.1, または表1、図1）とタイトルをつけ、かつ英文併記が望ましい。図（写真）表の挿入場所を本文原稿の余白に朱書きする。なお、製版が不相当と認められる図表は編集委員会で書き変えることがある。その際の実費は著者負担とする。
5. 和文論文原稿の形式は、以下の順に従う。
 - 1) 原稿の第1ページに「表題」「著者名」「所属名」「キーワード5個以内」「原稿種類」「別刷請求部数」「連絡先：住所・氏名・電話FAX番号・Eメールアドレス」等を記載する。
 - 2) 本文は目的（緒言）・方法・結果・考察・結論、引用文献および図表（写真）の順とし、印字は「10ポイント、23文字×38行の2段組、総文字数1748字」程度で行う。改行は冒頭1字下げる。
6. 和文原稿には英文タイトル、著者名、所属名、キーワードを必ずつける。また、英文抄録（400語以内）を原則としてつける。
7. 英文原稿は、上記6に準じ、和文抄録を原則としてつける。
8. 引用文献は主要なものに限り30編以内とする（総説の場合は無制限）。文献は本文の引用順に引用番号を付し（半角片カッコ内に半角数字で記入する。【例】片岡ら1）によれば・・・）、引用番号順に記載する。
 - 1) 雑誌の場合は、全著者名、年号、表題、雑誌名、巻数、頁一頁の順に示す。

<例> 片岡幸雄、氏家康宇（2008）：若年者における40%強度の各種運動時間が指尖部および足尖部の末梢循環に及ぼす影響、スポーツ整復療法学研究、9(3), 173-180
 - 2) 単行本は、全著者名、発行名、標題、書名、編集者名、版数、発行所、引用頁の順に示す。

(2) 「活動報告」

1. 図表写真を含め、A4・2ページ以内を原則とし、上記の執筆要領に準じて作成する。

キネシオテーピング療法学会登録票

申込月日： 年 月 日

登録種別	正会員 学生会員 賛助会員 (法人)		
ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名	印		
自宅住所	〒		
電話・FAX・E-mail	TEL ()		携帯電話 ()
	FAX ()		
	E-mail :		@
勤務先名			
勤務先住所	〒		
電話・FAX・E-mail	TEL ()		
	FAX ()		
	E-mail :		@
学会誌等送付先は？	自宅 ・ 勤務先		
職種 (○で囲む)	KT指導員 柔道整復師 鍼師 灸師 マッサージ師 OT PT カイロピライクター 医師 歯科医師 看護師 介護士 栄養士 健康運動指導士 健康運動実践指導士 教員 (中学、高校、大学、専門学校) 大学院生 大学生 専門学校生 その他 ()		
入会金	2000円		
年会費	正会員8000円 学生会員5000円 賛助会員 (法人) 30000円		
入金方法	・ 郵便振替番号： 00100-4-615930 ・ 口座名義：キネシオテーピング療法学会		
登録票は 学会事務局へ	〒108-8477 東京都港区港南4-5-7 東京海洋大学 5号館107 田村祐司研究室 TEL/FAX 03-5463-4275		

登録票は学会事務局へFAX又は郵送でお願いします